

令和6年度給付型奨学資金の奨学生を追加募集をします

多治見市では、経済的な理由で大学・短大での修学が困難な方をサポートするため、給付型奨学資金制度を設けています。

令和6年度の奨学生を下記のとおり追加募集します。

希望される方は、本要項をよく読んで期限までに申請をしてください。

- 1 **募集人数** 4人（学業成績枠又はスポーツ・文化活動枠合計4人）

- 2 **奨学資金の額** 年額30万円
（4年制大学の場合、4年間の合計で120万円）
※特に定める場合を除き、返還する必要はありません。
※この奨学資金以外の奨学金を受給しても、金額は変わりません。

- 3 **申請資格**
次の項目の全てに該当すること。
 - (1) 令和6年度に大学又は短期大学（大学が行う通信教育及び公開講座を除く。）に進学する者であること。（高校卒業後2年以内の方に限ります。）
 - (2) 成績優秀である者又はスポーツ若しくは文化活動に卓越した成果を挙げた者であること。
※スポーツ若しくは文化活動の卓越した成果とは、次の基準で判断します。
スポーツ：全国大会以上の大会で入賞をすること
（競技種目により8位以上又は6位以上）
文化活動：大臣表彰又はこれに準ずる表彰を受けること
全国大会以上で入選・佳作を超える入賞をすること（全国3位以上）
 - (3) 健全で品行方正であること。
 - (4) 保護者（父母又は同一世帯に父母いずれもいないときは世帯の家計を支えている人を指します。）の住民税所得割が、非課税であること。
※奨学生に決定した方には、令和6年6月中に保護者の方の同年度の住民税課税証明書又は住民税非課税証明書を提出していただき、住民税所得割が非課税であることを確認します。住民税所得割が非課税でない場合は、奨学生の決定は取消しとなります。
（住民税所得割が非課税であるかの確認は、2年目以降も毎年必要です。）
 - (5) 保護者が、令和5年4月1日時点において本市の住民基本台帳に1年以上記録されており、かつ、奨学資金の給付期間にわたって本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (6) 保護者が市税等を滞納していないこと。

4 申請手続

提出書類（申請時）	(1) 奨学資金給付申請書（第1号様式） (2) 推薦書（第2号様式）（高等学校等で作成） (3) 成績証明書（高等学校等で作成） (4) 家庭状況調書（第3号様式） (5) 申請者及び保護者の世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの）
提出先	〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市駅北庁舎 多治見市教育委員会事務局 教育総務課
提出方法	必要書類を上記提出先に持参してください。
提出期限	令和6年1月12日(金)午後5時 までに上記の提出書類を揃えて、教育総務課へ 申請者本人 が提出してください。 書類提出時に面談（20分程度）しますので、あらかじめ電話で提出日時をお知らせください。

5 提出書類についての注意事項

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	①奨学資金給付申請書（第1号様式） ・記入例Aにならって記入してください。
<input type="checkbox"/>	②推薦書（第2号様式） ・高等学校等に作成を依頼してください。
<input type="checkbox"/>	③成績証明書（学校所定様式） ・高等学校等に 高校3年生の前期又は第1学期までの 各科目の評定を記載した成績証明書の発行を依頼してください。
<input type="checkbox"/>	④家庭状況調書（第3号様式） ・記入例Bにならって記入してください。 「生計を一にする家族」について ※同一の住居に居住している家族は、住民票が別になっても原則として同一世帯員とします。 ※次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とします。 ア 保護者が、勤務地の関係で別居しているとき。 イ 保護者の被扶養者であるとき。 例①：扶養している別居の祖父母 例②：修学又は病気療養のために一時別居している兄弟姉妹
<input type="checkbox"/>	⑤申請者及び保護者の世帯全員の住民票の写し ・市役所駅北庁舎（各地区事務所）で取得できます。

6 奨学資金給付の決定

提出書類に基づき、教育委員会が審査・選考し、決定します。給付決定された方には、令和6年2月末までに奨学資金給付決定書で通知します。

(給付決定は、令和6年4月に大学又は短期大学に入学すること等を条件としています。

奨学資金の受給資格の確認をするため、奨学資金給付決定書の裏面に記載してある書類を後日提出していただきます。)

7 奨学資金の給付時期と給付期間

受給資格が確認できた場合、4月から9月までの奨学資金は6月に、10月から翌年3月までの奨学資金は10月に給付します。(2年目以降も同様です。)

給付期間は、入学した大学又は短期大学の正規の修業年限が終了するときまでです。

ただし、退学又は除籍もしくは留年となった場合は給付を打ち切り、休学・停学の期間中は給付を中止します。

なお、受給資格の確認のための申請は、2年目以降も毎年必要です。(詳細は奨学生に後日お知らせします。)

8 面談について

奨学生の勉学や生活状況を把握するため、定期的な面談を実施します。定期的な面談に理由なく応じない場合は、給付を打ち切ることがあります。

9 その他

提出書類が提出期限までに提出されない場合は、理由の如何を問わず受理できません。また、提出書類は一切返却できません。

虚偽の申請、不正な手段で奨学資金の給付を受けた場合は、以後の給付を打ち切るとともに、既に給付を受けた金額を直ちに返還していただきます。

本奨学資金は、多治見市大学生奨学資金給付規則の各規定に従って給付するものです。

給付型奨学資金の制度及び申請についての問い合わせ先

多治見市教育委員会 教育総務課

住所 多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所駅北庁舎 3階

電話 0572-23-5856 (直通)

メール k-soumu@city.tajimi.lg.jp

記入例 A

別記

第1号様式（第4条関係）

奨学資金給付申請書

提出日を記入

年 月 日

多治見市教育委員会 様

申請者	フリガナ	タジミ タロウ		生年 月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	多治見 太郎 ⑤			
	住所	〒507-〇〇〇〇 多治見市〇〇町〇〇番地の〇		連絡が取り易い番号を記入 (携帯でもOKです) 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇	
入学 学校 校名	名称	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		修学年限 年	
	※入学学校名の欄は、申請書提出時に確定している場合のみ記入してください				
	(学部 科 学年)				
	所在地	〒 -			
入学年月日	年 月 日				
履 歴	学 校 名		学 歴		
	多治見市立〇〇〇 中学校		平成〇〇年 3月31日 卒業		
	岐阜県立〇〇〇 高等学校		平成〇〇年 3月31日 卒業予定		
保護者	住所	〒507-〇〇〇〇 多治見市〇〇町〇〇番地の〇			
	氏名	多治見 耕夫		電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇	
	本人との続柄	父		職業・勤務先 (株)〇〇〇〇	

※入学学校名の欄は、本申請書提出時に確定していれば記入してください。

※裏面の申請理由も記入してください。

※裏面の申請理由の欄も、忘れずに手書きで記入をしてください。

記入例B

家庭状況調書

申請者	住所	多治見市〇〇町〇丁目〇〇番地			
	氏名	多治見 太郎 ㊟			
家族氏名	続柄	氏名	年齢	職業・勤務先 学校名	居住の 区別
	本人	多治見 太郎	〇〇	岐阜県立〇〇高等学校	同居・別居
	父	多治見 耕夫	〇〇	(株)〇〇〇〇	同居・別居
	母	多治見 〇〇	〇〇	パート	同居・別居
	姉	多治見 〇〇	〇〇	〇〇〇大学	同居・別居
	祖母	多治見 〇〇	〇〇	無職	同居・別居
					同居・別居
					同居・別居
					同居・別居

※家族については生計を一にする家族全員を記載すること